



知恵の輪

高齢者に関する諸問題③

一 遺産相続と遺言 一

遺産の相続には、民法で相続人と法定持分が規定されていますが、相続人の間で、遺産分割によって相続の内容を定めることができます。

相続する財産には、不動産、預金、有価証券その他の財産と、マイナス財産である借入残債務、保証債務(現存する債務、将来発生する可能性のある債務)があります。

遺言は、主に公正証書遺言と自筆証書遺言がありますが、遺言書は、作成の日付の新しいものが有効とされます。また、高齢者の遺言については、遺言者の遺言能力の欠如を理由に訴訟で無効とされることもあります。従って遺言者の心身状況を考慮することも必要です。

相続と遺言についての参考事項

- ① 相続放棄は、被相続人の死亡を知った時から3か月以内に家庭裁判所に申し立てができます。
- ② 預金の解約、払い出しなどの手続きは、財産の処分とみなされます。会社の保証債務、住宅ローンの保証債務は、相続人が分らずに保証債務も相続してしまうこともありますので、注意が必要です。身元保証の保証債務は、特別な事情がない限り相続しません。
- ③ 相続人が受取人になっている生命保険は、原則として相続財産になりません。
- ④ 遺族年金、退職金支給規定で遺族への支払いが定められている死亡退職金や功労金は、原則として相続放棄しても受け取ることができます。
- ⑤ 相続時精算課税の生前贈与を受けた相続人は、必ず相続税の申告が必要です(基礎控除額以下なら申告は不要)。
- ⑥ 遺言の有無の確認方法は、公正証書の場合は相続人が公証人役場で調査することができますが、その他の場合は保管者が分からないと、見つけることができませんので、ご注意ください。(S)

夜の境港は、街灯も少なく暗い。人通りと言えは夜の健康ウォーキングの人達くらいで、ほとんどない。それでも、飲食店の灯りがついていると、ちょっとホッとすると、元町周辺では「やきとり大吉」の赤提灯が夜の砂漠のオアシスのように見える。



手際よく仕込をしながらインタビューに応える川井規弘店主

青色申告会の元気企業
境港で営業を続けて19年

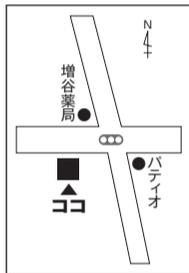
一 やきとり大吉 一

店主の川井規弘さんがこの仕事を始めたきっかけは、夜のアルバイトをしていたお店の大将に「店を持たせてやる」と言われたこと。その気になってサラリーマンをやめたのが26歳のとき。

その後、開業資金がいくらか分り、「ダメサレタ!」と思ったという。普通に考えれば無資

【事業所のあらし】

事業所名 やきとり大吉
代表者 川井 規弘(かひのりひろ)
所在地 境港市元町1番地
事業内容 飲食店(やきとり)
営業時間 17:00~1:00
定休日 月曜日
TEL 0859-44-1005



建物、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品などの固定資産は、ご承知の通り、取得時に必要経費とせず、減価償却の手続きを通じて経費化していきます。

新品を取得した場合は、資産の種類に応じてそれぞれ法定耐用年数が決められており、それに基づく償却率によってその年の減価償却費が計算されます。

税務・会計
一口メモ...10
一 減価償却 一

中古資産の減価償却費の計算方法

取得後の使用可能期間を見積もることができる場合は、その見積もった年数をもって耐用年数とします。見積もりが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の簡便法を使って耐用年数を決めることができます。

- ① 法定耐用年数の全部を経過
耐用年数=法定耐用年数×20%
- ② 法定耐用年数の一部を経過
耐用年数=(法定耐用年数-経過年数)+(経過年数×20%)※1年未満の端数が出た場合は切り捨て、2年未満の場合は2年となります。

【簡便法を使った場合の計算例】

- ① 7年経過した普通乗用車を購入した場合
6年(普通乗用車の法定耐用年数は6年)×20%
=1.2年→耐用年数は2年
- ② 2年経過した普通乗用車を購入した場合
(6年-2年)+(2年×20%)=4.4年→耐用年数は4年

り方、味付け、料理の出し方のノウハウはさすがに来年、20周年になる飲食店だと思わせる。川井さんは安来出身で、境港で開業することに多少不安があったが、境港の人達は信用ができるので、大事にして貰えるのである。

それでは、中古資産を取得した場合は、どうでしょうか。中古資産の減価償却費の計算方法は、次の表の通りです。



金で開業なんてありえないことだが、それでもこの道しかないという一生懸命働き、ようやく開業にこぎ着けたのは1997年5月。「夢みなど博覧会」の年で、30歳になっていた。

オーブン当初、店舗は本部からの賃貸だった。それを自分のものにして、朝9時から午後4時まで仕込、午後5時から午前2時まで営業し、そのあと仕込で朝5時まで働いた。そんな働き方を2年間続け、ようやく店舗が自分のものになった。

枕木を使った全国共通の店構え。メニューは本部が作成し、値段は全国一律だが、オリジナルメニューも本部承諾のもと、一部ある。

ビールにはこだわりがあり、店主全員がビール工場で「本場に美味しい生ビールの入れ方」を学んでいる。店舗でそれを実践できていると、「樽生達人の店」に認定される。川井さんも「樽生達人認定証」を掲げていた。

「食材は本部から提供があるものと思いきや、地元産の鶏肉や野菜を自分で選んで仕入れ、店舗で串刺しをしています」とのこと。鮮度、食材の良さには気を遣っている。焼き鳥の焼き方、塩の振

女性部だより

チャレンジ精神大切に

日本海新聞に「海潮音」というコーナーがあります。目を通される人もあるかと思えます。毎日、色々な内容が掲載されていますが、人生の糧となる記事であれば、書き出して読み返します。

過日、「元氣な高齢者は多いが、何かと後ろ向きになることもある。しかし、挑戦する気持ちを持ち続けることが大切。また何歳になっても、さらにも始める勇気を持つ」と

この内容が掲載されました。県内での実例もあり、目を引きました。私も「後期高齢とか敬老」などと、言われるようになってきているだけに考えさせられる記事でしたが、チャレンジ精神は養いたいものです。

また、いろんな講座のPRを見かけることも良くなります。月ごとに季節も深まる中、一つでも自分に合ったものを探し出し、思いをめぐらせるのも楽しいもの。そして、実行に移すのもまた、充実した日々を過ごす糧となることでしょう。(H)

求職者支援訓練：オフィス経理科(4-28-31-02-03-0057) 受講生募集 実践コース

申込締切	平成28年11月16日(水)正午	訓練内容	日商簿記電子会計、Word、Excel、PowerPoint、リテラシーマーケティング等
訓練期間	平成28年12月13日(火)~平成29年6月12日(月) (6ヶ月)		
訓練時間	9:30~16:00(土・日・祝日を除く。)		
定員	12名(応募者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止になることもあります。)		
受講料等	テキスト代14,642円(税込)が必要になります。任意の検定受験料等は別途必要となります。		

応募につきましては、原則、住所地を管轄するハローワークにてお申込み下さい。受講申込書が交付されましたら有限会社米子情報処理センターへ郵送が持参にてご提出下さい。



訓練実施機関
有限会社 米子情報処理センター
〒684-0005 境港市松ヶ枝町1(水木ロード沿い)
TEL:0859-47-6010 http://www.y-ec.co.jp



山本博敏税理士事務所

税理士 山本博敏

〒684-0032 鳥取県境港市元町1844-5
TEL 0859(44)0445 FAX 0859(44)1990
e-mail: yamamoto-hirotsugi@tkcnf.or.jp